

# 広島県病院事業管理規程第五号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月十八日

鹿島県病院事業管理者  
平川勝洋

広島県病院事業職員給与規程（平成二十二年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を  
次のように改正する。

改正する。

（災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当）		（災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当）	
第十三条の三（略）		第十三条の三（略）	
3	一 職員が、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業に従事したとき。	二 職員が、警戒区域等（災害対策基本法第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域（管理者がこれに準ずると認める区域を含む。）をいう。）において又は当該区域内を通行して行う医療、救援、被害状況調査及び物資の輸送業務等に従事したとき。	二 職員が、警戒区域等（災害対策基本法昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域（管理者がこれに準ずると認める区域を含む。）をいう。）において又は当該区域内を通行して行う医療、救援、被害状況調査及び物資の輸送業務等に従事したとき。
2	三 管理者の定める職員が、前二号に掲げる作業に相当すると管理者が認める作業に従事したとき。	三 管理者の定める職員が、前二号に掲げる作業に相当すると管理者が認める作業に従事したとき。	二 職員が、警戒区域等（災害対策基本法昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域（管理者がこれに準ずると認める区域を含む。）をいう。）において又は当該区域内を通行して行う医療、救援、被害状況調査及び物資の輸送業務等に従事したとき。
1	一 前項第一号に掲げる作業 七百十円 二 前項第二号に掲げる作業 八百四十円 三 前項第三号に掲げる作業 千八十円を超えない範囲において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額	一 前項第一号に掲げる作業 四百八十円 二 前項第二号に掲げる作業 八百四十円を超えない範囲において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額	一 前項第一号に掲げる作業 四百八十円 二 前項第二号に掲げる作業 八百四十円を超えない範囲において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額
3	前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の一以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。	前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の一以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。	前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の一以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

一 第一項第一号の作業又は同項第三号の作業のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 前項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

二 第一項第二号の作業又は同項第三号の作業のうち同項第二号に掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間ににおいて行われた場合 前項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

三 第一項第二号の作業又は同項第三号の作業のうち同項第二号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると管理者が認められる場合 前項に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

#### 附 則

15 1 | 14 (略)  
当分の間、職員が東日本大震災に対処するため第十三条の三第一項各号に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合の災害応急作業等従事職員等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、同条第一項各号に掲げる作業の区分に応じ、同条第二項各号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額とする。

16 1 | 14 (略)  
当分の間、職員が東日本大震災に対処するため第十三条の三に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、同項の規定による額に同項の規定による額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

19 16 | 18 (略)  
職員が、著しく異常かつ激甚な災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）に対処するため第十三条の三第一項各号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において管理者が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかるが、作業に従事した日一日につき、同条第一項各号に掲げる作業の区分に応じ、同条第二項各号の規定による額にその百分の百に相当する額を定める額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額とする。

20 • 21 (略)

15 1 | 14 (略)  
当分の間、職員が東日本大震災に対処するため第十三条の三に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、同項の規定による額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

19 16 | 18 (略)  
職員が、著しく異常かつ激甚な災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）に対処するため第十三条の三第一項に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において管理者が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、同項の規定による額に同項の規定による額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額とする。

#### 附 則

##### （施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の広島県病院事業職員給与規程（以下「改正後給与規程」といいう。）の規定は、令和六年一月一日から施行日の前日までの間において令和六年能登半島地震による災害に関し、この規程による改正前の広島県病院事業職員給与規程（以下

「改正前給与規程」という。) 第十三条の三第一項各号に掲げる作業に従事した職員(以下「令和六年能登半島地震派遣職員」という。)についても適用する。

(経過措置)

3 令和六年能登半島地震派遣職員が、改正前給与規程第十三条の三第一項(第一号に規定する警戒区域等で同条第一項第一号に掲げる作業に従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当については、改正後給与規程及び前項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、一、〇八〇円にその百分の百に相当する額を加算した額を支給する。

(給与の内払)

4 附則第二項の規定により改正後給与規程第十三条の三の規定を適用する場合又は前項の規定を適用する場合においては、改正前給与規程第十三条の三の規定に基づいて支給された災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、それぞれ改正後給与規程第十三条の三又は前項の規定による災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の内払とみなす。